

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後備置書類  
(吸収分割に係る事後開示事項)

2023 年 4 月 1 日

分割会社：米久株式会社

承継会社：伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

2023年4月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

静岡県沼津市岡宮寺林 1259 番地  
米久株式会社  
代表取締役社長 堀内 朗久

東京都目黒区三田一丁目 6 番 21 号  
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 宮下 功

米久株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2022年8月18日付で締結した吸収分割契約に基づき、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

#### 2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項

##### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社に対して本吸収分割をやめることの請求を行った株主はいません。

##### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社に対して株式買取請求を行った株主はいません。

##### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を行っていません。

##### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本吸収分割による分割会社から承継会社に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものであり、本吸収分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができない分割会社の債権者はいないため、分割会社は会社法第789条の規定による手続を行っていません。

#### 3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項

##### (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法

第 796 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 8 月 30 日付官報公告及び同日付からの電子公告により債権者に対する公告を行いましたが、承継会社に対して同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、分割会社が本吸収分割の対象事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。

本吸収分割の対象事業は次のとおりです。

- ① 食肉事業（食肉営業統括部及びふじやま工場の事業を除く）
- ② グループ会社管理事業（海外子会社についての機能除く）
- ③ 加工品事業
- ④ 生産本部機能（各工場及びエコプロジェクトセンターの事業を除く）
- ⑤ 管理本部機能
- ⑥ 事業間接機能

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 3 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2023 年 1 月 31 日付からの電子公告により株主に対する公告を行いましたが、承継会社に対して会社法第 796 条第 3 項の規定による反対する旨を通知した株主はいません。

以上